

⚠️ ご注意いただきたいこと

■ 税務の取扱いについて

- ご自身以外を生存給付金受取人に指定する場合、指定する生存給付金受取人に生存給付金のお受取りについて必ず事前にご自身で説明し、了解を得ていただく必要があります。
- 「支払事由が発生するまでは生存給付金のお受取りが確定していないこと」や「生存給付金受取人の変更が可能であること」などの理由から、生存給付金による贈与は定期贈与(まとまった金額を一定期間にわたり、分割して贈与する約束のもとに行われる贈与)には該当しません。
(例)贈与を受ける特定の方に、1,000万円を10年間にわたり毎年100万円ずつ贈与する契約とした場合、定期贈与とみなされ1,000万円に対して贈与税がかかる場合があります。

■ 指定代理請求特約について(この特約の共済掛金は必要ありません)

受取人となる被共済者が、病気やケガにより共済金等を請求できない身体状況にある場合などの特別な事情があるときに、あらかじめ指定された指定代理請求人がその共済金等を代理請求することができます。

(例) 病気やケガにより、被共済者ご自身が意思表示できないとき

※指定代理請求人に共済金等を既にお支払いしている場合は、その後共済金等の受取人からその共済金等についてご請求を受けても重複してお支払いはいたしません。

※ご請求時に所定の条件を満たさない場合等により、指定代理請求人による代理請求ができない場合があります。

※指定代理請求特約による代理請求は、生存給付金受取人と被共済者が同一の場合の生存給付金が対象となります。

■ 扱別について

告知書扱いです。

● 生存給付金のお受取り方法

生存給付金を受け取る場合は生存給付金受取人に請求手続きを行っていただく必要があります。
契約当日の約2か月前に生存給付金受取人に組合から支払案内書を送付いたしますので、詳細な手続きは組合までお問い合わせください。

ご契約は、組合と全国共済農業協同組合連合会が共同でお引受けいたします。将来、万一組合の経営が困難になった場合は、他の組合と全国共済農業協同組合連合会が共同して、または全国共済農業協同組合連合会が単独でご契約をお引受けすることにより、保障を継続いたします。

この資料は概要を説明したものです。ご検討にあたっては、「重要事項説明書(契約概要)」を必ずご覧ください。また、ご契約の際には、「重要事項説明書(注意喚起情報)」および「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。

JA共済の資料請求サイト



はじめて共済

検索

<https://shiryo.ja-kyosai.or.jp>



本サイトから「ひと・いえ・くるま」各共済の資料請求・掛金試算ができます。

Webマイページとは?

Webマイページにご登録いただくと、ご契約者さまご自身のパソコンやスマートフォンから、いつでも・どこでも、ご契約内容の確認や変更ができるようになります。

<https://mypagecp.ja-kyosai.or.jp>



JA共済アプリとは?

JA共済をもっと身近に、もっと便利に。Webマイページにワンタッチで!

※アプリご利用時の通信料は、ご利用者さまのご負担となります。
※スマートフォン向けアプリのため、フィーチャーフォンの場合ご利用いただけません。

<https://mypagecp.ja-kyosai.or.jp/jakyosaiapp>



げんきなカラダプロジェクト・あんしんくらしプロジェクト



みんなで一緒に健康をつくる「げんきなカラダプロジェクト」。いえ、くるま、農業といった大切なものを支える「あんしんくらしプロジェクト」。この2つのプロジェクトで、みなさまの豊かな生活づくりをサポートしていきます。専用ホームページでは、健康増進や防災・減災等のサービスのご紹介、各種イベントのご案内、お役立ち情報などを掲載しています。ぜひご覧ください!

<https://service.ja-kyosai.or.jp>



JA共済の健康・介護ほっとライン

シアワセイチバン コンサルタント

看護師・介護支援専門員(ケアマネジャー)・医師(精神科・心療内科を除く)・栄養士による電話相談サービス

※医師・栄養士による相談は予約になる場合もあります。

0120-481-536

●ご相談の内容、性質等により回答できない場合があります。ご了承ください。
●共済に関するご相談については、下記のお問い合わせ先までご連絡ください。

無料
利用時間
24時間・365日

JA共済相談受付センター (JA共済連 全国本部)

電話番号: ☎ 0120-536-093

受付時間: 9:00~18:00 (月~金曜日) 9:00~17:00 (土曜日)

※日曜日、祝日および12月29日~1月3日を除きます。

※メンテナンス等により予告なく変更する場合があります。

※電話番号は、おかけ間違いのないようご注意ください。

JA共済ホームページアドレス <https://www.ja-kyosai.or.jp>

ご契約に関するご相談についてはお近くのJAまで

お問い合わせは

一時払終身共済(平28.10)

一生涯の万一保障に生前贈与の機能をプラス! 加入のしやすさも魅力です



保障内容

ご契約例

このプランにご加入いただける年齢

15歳～75歳

*共済契約者と被共済者は同一の方となります。

ご契約例

加入年齢:70歳

主契約

- 共済金額:500万円
- 生存給付金:100万円
- 生存給付金支払期間:10年

ご契約時の予定利率に応じた共済掛金の設定について

予定利率は、金利情勢に応じて毎月1日に設定され、月末まで同一となります。

このため、ご契約される月によりお払込みいただく共済掛金の変動(増減)する場合がございます。

なお、ご契約時の予定利率は、共済期間を通じて固定して適用されます。

現在の共済掛金については、「掛金シミュレーション」にてご確認いただくか、お近くのJAにお問い合わせください。

※予定利率とは
共済掛金積立金(将来の共済金等をお支払いするために、共済掛金の中から積み立てられているお金)を運用する際に適用されるあらかじめ定められた利率をいいます。

掛金シミュレーションは
こちらから

掛金シミュレーションページ:
<https://shiryo.ja-kyosai.or.jp/simulator/>



ポイント

1 生存給付金を生前贈与としてご活用いただけます。

被共済者が生存されている場合、毎年生存給付金をお支払いします。

2 死亡共済金を相続対策にご活用いただけます。

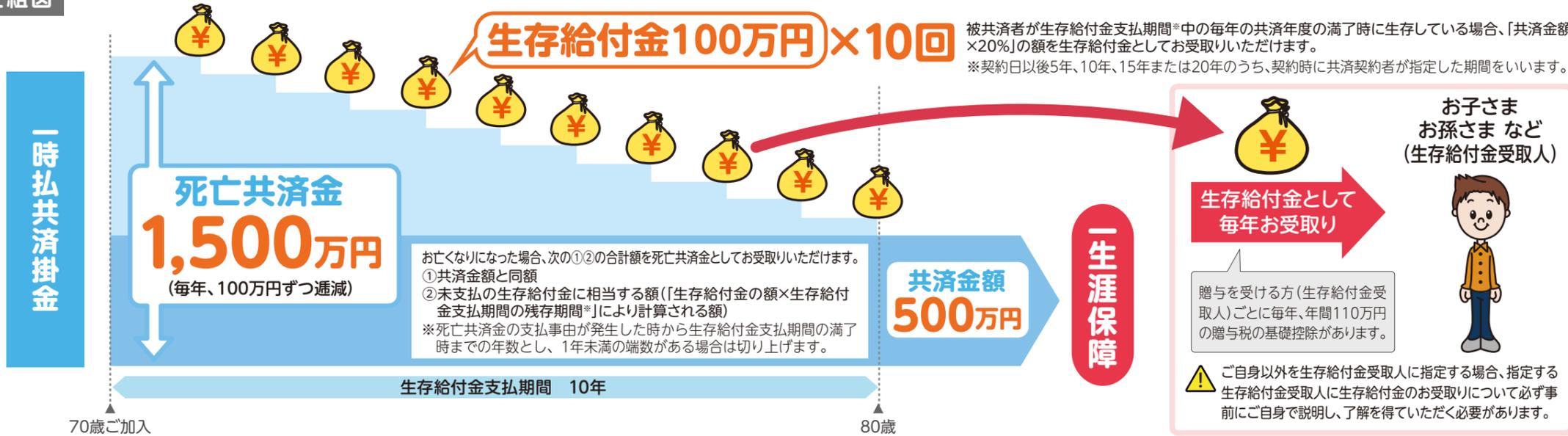
被共済者に万一のことがあった場合、死亡共済金をお支払いします。

3 医師による診査は必要なく、簡単な告知でお申込みいただけます。

次の項目の両方が「いいえ」の場合にご加入いただけます。

- Q1** 現在、病気や外傷で、安静療養中ですか?
(安静療養中とは、病気や外傷により、仕事や家事ができない状態で、入院中または家庭で療養していることをいいます。)
- Q2** 今後、入院または手術(レーザー・カテーテル・内視鏡・放射線によるものを含みます。)の予定がありますか?
(医師により入院または手術をすすめられている場合や、医師と相談している場合を含みます。)
- *両方が「いいえ」の場合でもご職業、これまでの共済金の支払請求内容などによってご契約いただけないことがあります。

仕組図



生存給付金の取扱いについて

●生存給付金受取人と共済契約者が異なる場合

生存給付金は贈与税の課税対象となります。

1. 贈与税には基礎控除があります。

生存給付金が贈与税の課税対象となる場合には、暦年課税の基礎控除(贈与税の課税価格からの控除)を受けることができます*1*2。
(贈与税の基礎控除) 毎年110万円*3

※1 税務上、生存給付金にかかる贈与税は暦年課税として取り扱われます。

※2 「相続時精算課税制度」を選択されている場合を除きます。

※3 贈与を受けた方(生存給付金受取人)ごとに、その年に贈与を受けた財産の価額を合計のうえ控除されます。

2. 贈与契約書を作成することなく、生前贈与と同様の効果が得られます。

暦年贈与の基礎控除の適用を確実にするには、贈与の事実を記録しておく必要があります。

贈与の都度、贈与する方の口座から「贈与契約書」を作成 贈与を受ける方の口座への振込手続き



以下のように手続きが簡略化できます!

この共済契約を通じて生存給付金受取人へ資産が移転されたことの証明として、お支払い後に生存給付金支払証明書を発行しますので、贈与契約書の作成は不要です。

請求手続きを行っていただくことにより、贈与を受ける方(生存給付金受取人)の口座へJAがお振り込みいたします。



●生存給付金受取人と共済契約者が同じ場合

生存給付金は所得税等・住民税(一時所得)の課税対象となります。

死亡共済金の取扱いについて

1. 節税対策(非課税枠の活用)

死亡共済金には、相続税の非課税枠が設けられており、現金で財産をのこすより、相続税額を軽減する効果があります。

相続税法第12条 相続人が取得した死亡保険金(死亡共済金)の非課税枠

契約者(掛金負担者)=被共済者で、死亡共済金受取人が相続人である場合

〈500万円×法定相続人の数〉の非課税枠が利用できます。

例えば、法定相続人が4人の場合、非課税枠は、500万円×4人=2,000万円となります。

*被相続人の死亡によって取得した共済金等で、その共済掛金を被相続人が負担していたものが、相続税の課税対象になります。

*死亡共済金受取人が、相続人の場合に限り、非課税枠の適用があります。

2. 納税資金対策

被共済者(ここでは被相続人)が死亡した場合、死亡共済金受取人(ここでは相続人)は、すみやかに死亡共済金を受け取れます。スムーズに現金が受け取れるので、納税資金としてご活用いただけます。

3. 遺産分割対策

死亡共済金は、指定された受取人の固有の財産になるため、遺産分割協議の対象となりません。のこしたい人がいるときや、相続財産を分割しにくいときにも有効です。

⚠️ ●相続税の課税価格に 加算される場合の例

共済契約者と生存給付金受取人が異なる場合、次の生存給付金は相続税の課税対象になります。

⇒共済契約者からの贈与について、生存給付金受取人が「相続時精算課税制度」を選択されているとき

*「相続時精算課税制度」を選択された年以後にお受取りになられた生存給付金

⇒共済契約者からの贈与について、生存給付金受取人が「相続時精算課税制度」を選択されていないとき

*相続開始前3年以内*1にお受取りになられた生存給付金*2

※1 令和6年1月1日以降は変更される予定。

※2 生存給付金受取人が共済契約者の死亡時に相続または遺贈により財産を取得された場合に限りです。